

どんな働き方やサービスがあるの？



ステップアップ

せいかつかいご ○生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする利用者に対して、主に日中に、日常生活の介護や支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を提供するサービスのことです。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により、ご本人に合った作業や活動など様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

しゅうろうけいぞくしえんぴーがた ○就労継続支援B型

就労継続支援B型は、個々の能力や体調に応じた働き方ができる場所(福祉サービス事業所)です。

作業を通じて、就労に必要な知識やスキルを学ぶほか、仕事面、就職活動や生活面での困りごとなどの相談をすることができます。希望に応じて就職活動のサポートを受けることで、一般就労やA型事業所を目指すこともできます。

働いた時には、雇用契約を結ばないため、給料という形ではなく、工賃を受け取り収入にしています。

※青森県平均工賃 20,979 円
[令和5年度]

しゅうろうけいぞくしえんえーがた ○就労継続支援A型

就労継続支援A型は、福祉のサポートを受けながら雇用契約を結び、実際に働きながら能力の向上を目指す場所(福祉サービス事業所)です。

基本的に事業所が決めた勤務時間や仕事内容で働きます。福祉の専門のスタッフによるサポートが受けられ、働き方について相談しながら能力に合わせて調整することや働きながら業務スキルを身につけることができるため、将来的に一般就労を目指すこともできます。働くことに不安がある方にとって、安心して社会参加できる環境が整えられています。

※青森県平均賃金 76,407 円
[令和5年度]

※青森県最低賃金 1,029 円
[令和7年11月21日～]

しゅうろういこうしえん ○就労移行支援

就労移行支援は、将来的に一般就労を目指しながら、「働く練習ができる場所」です。

福祉の専門のスタッフと一緒に話し合って決めた日に通って、働くために必要なことを練習したり、仕事に向けた準備をしたりします。一人ひとりに合わせた「サポートの計画表(=個別支援計画)」をもとに、自分のペースで、できることを少しずつ増やしていくことができます。また、仕事のことや体調のことなど、心配なことはスタッフに相談できます。履歴書の書き方、面接の練習、職場実習(実際の職場でのお試し体験)なども、スタッフと一緒に取り組みます。

いっぱんしゅうろう ○一般就労

(一般企業への就職)

一般就労は、会社と雇用契約(働くための約束)を結び、決められた時間や仕事内容で働くことを言います。基本的には、会社が決めた勤務時間に出勤して、与えられた業務を行います。また、基本的に労働者が個人の判断で勤務時間や仕事内容を変更することはできません。このように、一般就労では会社側が主体となり、労働者は定められた内容に従います。

しょう しゃこよう ○障がい者雇用

障害のある人のための制度で、体調や苦手なことがある場合は、会社に相談して「働きやすくする工夫(合理的配慮)」をお願いすることもできます。困ったときには就職のサポートをしてくれるスタッフ(支援員)が、一緒に考えたり、会社とのやりとりを手伝ったりしてくれますので、会社と話し合って、自分らしい働き方を目指しましょう。